

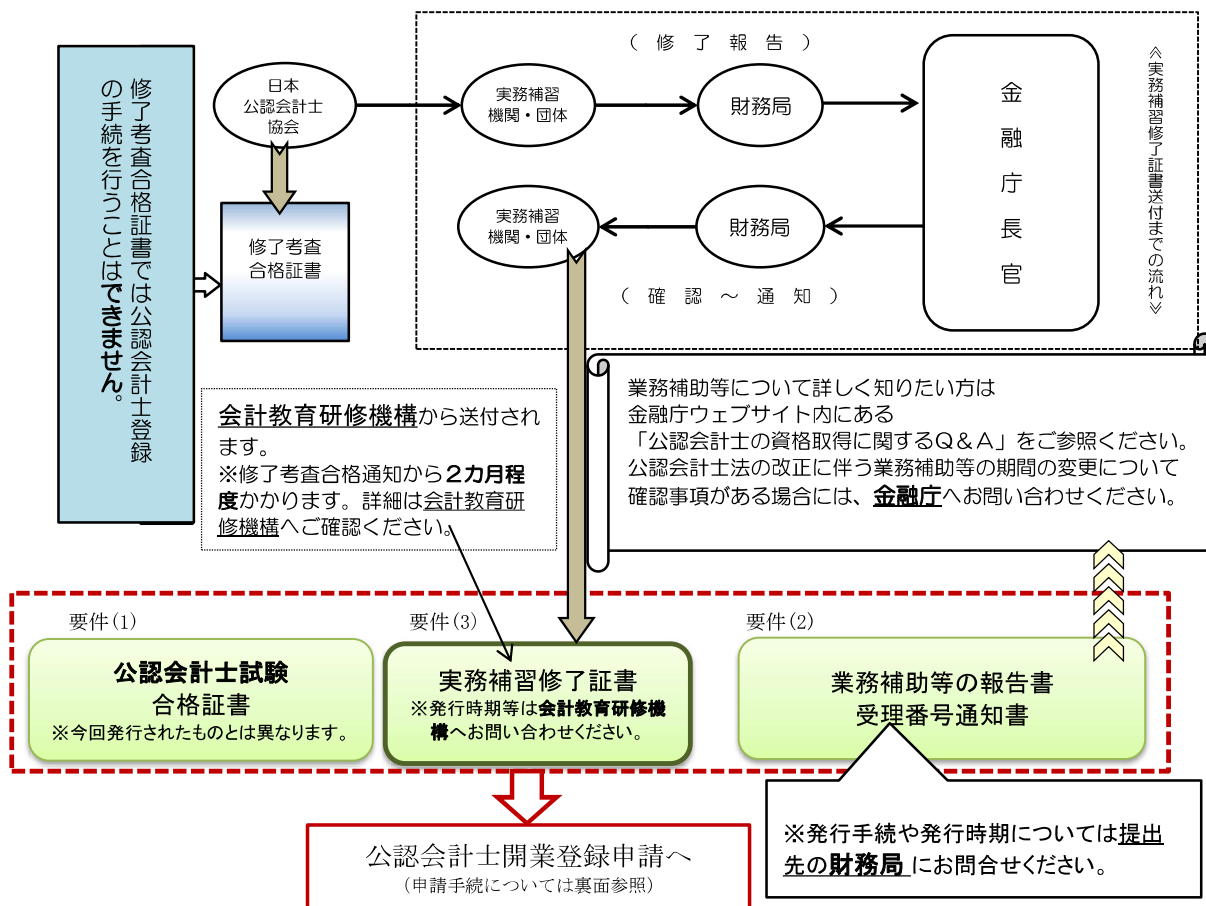
公認会計士登録について（ご案内）

日本公認会計士協会
会員登録グループ

このたびは、修了考査に合格され、誠にありがとうございます。
今後の公認会計士登録に向け、必要な要件と注意事項をご案内いたします。
公認会計士名簿に登録を受けるには、次の資格要件(1)～(3)全てを備えていることを示す下図の **で囲んだ書類3点の写しが必要**となります。

- (1) 公認会計士試験に合格した者(全科目免除者を含む)であること
- (2) 業務補助又は実務従事の期間が通算して2年以上である者であること
※改正公認会計士法の施行日時点での実務経験(業務補助等)の期間によっては3年以上となります。詳細は**金融庁**へお問い合わせください。
- (3) 実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者であること

公認会計士名簿への登録が完了するまでは、公認会計士として業務を行うことはできませんのでご注意ください。



申請手続には、上記3点の書類以外にも必要な書類があります。2ページを参照し、必ず「公認会計士開業登録の手引」を確認してください。
また、提出書類の一部には有効期限があります。早く用意しすぎると期限切れとなりますのでご注意ください。

なお、現在準会員として入会している場合には、開業登録に当たり、会員マイページのID・パスワードが必要になります。再発行希望の場合には2ページをご参照ください。



公認会計士試験合格証書、業務補助等の報告書受理番号通知書を紛失等により現在保有していない場合は、協会ウェブサイト『公認会計士の開業登録』（2ページ参照）にアクセスして再発行の手続を行ってください。



ご注意ください (現在準会員として入会されている方)

公認会計士開業登録申請時において**準会員**(本会に入会している会計士補を含む)である場合、申請書を作成するときに**会員マイページのID・パスワード**が必要となります。
ID・パスワードがご不明な方は、**事前に再発行申請を行って**おいてください。

●会員マイページ ID・パスワード再発行申請の方法●

協会ウェブサイトトップページの『**会員ログイン**』をクリックして、ログイン画面を開き、画面の案内に従って、**手続を行ってください**。

詳細はウェブサイトよりご確認ください。

なお、協会貸与の会員メールアドレス(又は事前に設定された転送先)でメールが受信できない、もしくはメール設定状況が不明な場合は、再発行申請書によるパスワード再発行になります。

※申請書による再発行にはお時間を要しますので、余裕を持って申請をお願いいたします。

登録審査会書類受付締切日直前の申請では、再発行は間に合いません。

(参 考)

公認会計士開業登録の申請手続について

日本公認会計士協会ウェブサイト (<https://jicpa.or.jp/>) トップページより『公認会計士の開業登録手続』 (https://www.hp.jicpa.or.jp/app_kaigyو/action/initLogin) にアクセスして、「公認会計士開業登録の手引」(PDFファイル)をご参照ください。
登録に必要な費用、提出書類等について確認することができます。

「公認会計士開業登録の手引」(PDF)よりご確認ください。

※修了考査合格証書では公認会計士開業登録申請をすることはできません。

開業登録に関するお問い合わせは、日本公認会計士協会 会員登録グループまでお願いいたします。

E-Mail : kaiin@jicpa.or.jp

以 上